## 4 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、外注(委託)先の事業者、その他助成事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容や助成事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付(入金)されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき(キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む。)
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (4)都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (6) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき
- (7) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき
- (8) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市 町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき
- (9)「東京都暴力団排除条例」(平成23年東京都条例第54号)に規定する暴力団関係者であること又は「風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき
- (10) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき
- (11) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき。

## =助成事業者情報の取り扱いについて=

## 1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のため
- (2)経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等のため\*\*
  ※ 辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

## 2 第三者への提供

以下の(1)~(3)により第三者へ提供する場合があります。

- (1)目的
  - ア 当公社からの行政機関への事業報告
  - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等\*\*
  - ※ 辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。
- (2)項目

実績報告書等記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

- ア 個人情報は、「個人情報の保護に関する要綱」に基づき取り扱います。
- イ 当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社サイト(https://www.tokyo-kosha.or.jp)で閲覧ダウンロードできます。